

令和4年11月 日

御中

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見

令和5年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基盤であります自然生態系の保全・再生及び生態系サービスの確保について、ご理解、また、ご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、生物多様性の減少など、わが国の自然生態系は、現在深刻な状態にあります。このことは、私たちの生存基盤を根本からゆるがすものであり、現代世代、そして将来世代の生活にも、取り返しのつかない悪影響を及ぼすものです。

昨年6月に英国にて開催されたG7 コーンウォール・サミットにおいて、「G7・2030年自然協約」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させること、各国の陸地及び海洋の30%以上を保全又は保護することなどが決められました。

社会・経済の土台である生物多様性、そして自然生態系を保全・再生し、日本を持続可能な国にしていくために、令和5年度の予算・税制等に関して、次の5点を要望させていただきます。

特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

 公益財団法人
日本生態系協会
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL:03-5951-0244 FAX:03-5951-2974

1. 「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成」をはじめとする、全国各地の生態系ネットワーク形成の取組への支援

【国土交通省・農林水産省・環境省】

わが国は現在、様々な社会・経済上の問題に直面しています。生物多様性・自然生態系は、私たち人間の生存基盤であり、その基盤を確かなものにする生態系ネットワーク形成の取組は、多様な生態系サービスの提供を通じて、防災・減災、地方創生等社会・経済上の諸問題に対する根本からの解決につながるものです。

関東地域では「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立され、栃木県小山市をはじめ関東の28市町長により、生態系ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりが進められています。ほかにも北海道の石狩川流域、東北全域、北陸の越後平野、近畿の淀川流域、四国（四国圏、吉野川流域、四万十川流域等）、島根県・鳥取県の斐伊川流域等で同様の取組が進められています。

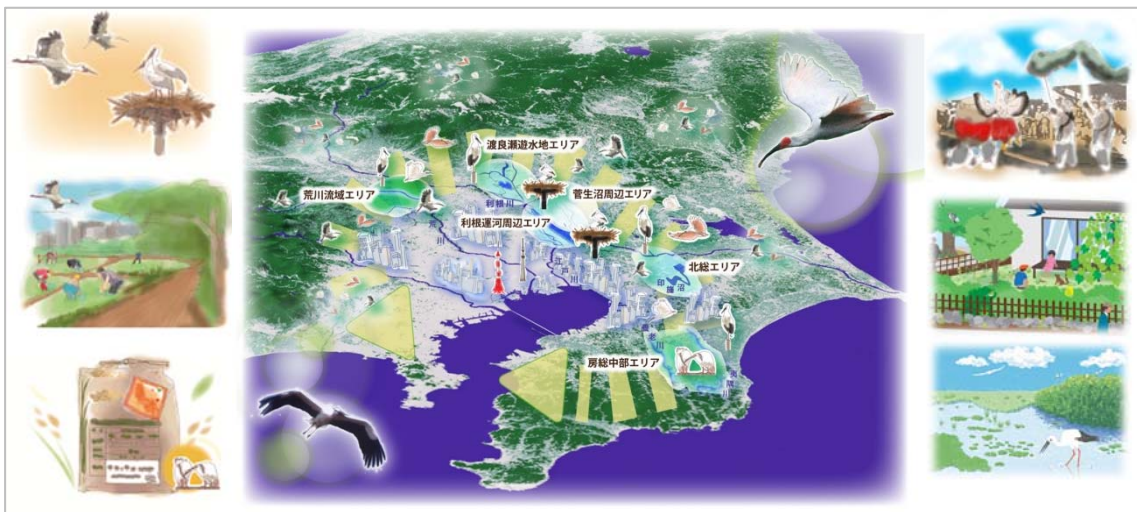
国土交通省・農林水産省・環境省等の関係省庁において、予算面での支援をより一層具体化するなど、各地で進められている生態系ネットワークの形成を通じた持続可能な地域づくりの取組を、強く後押しされることを要望いたします。



関東地域では、10年以上にわたる野田市、小山市、鴻巣市をはじめとする様々な主体の協働・連携の取組の結果、関東4県にまたがる渡良瀬遊水地で、一昨年から3年連続してコウノトリが繁殖し、毎年、雛が巣立っています。

昭和46年に国内野生コウノトリが絶滅し、平成17年に兵庫県立コウノトリの郷公園が野生復帰事業を開始して以降、東日本では初の繁殖記録です。

写真：(公財) 日本生態系協会



関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本計画～コウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりを目指して～」より

2. 各自治体での 30by30 目標達成に向けた仕組みの創設

【財務省・環境省・国土交通省・農林水産省・文化庁・文部科学省】

昨年 6 月に英国にて開催された G7 コーンウォール・サミットにおいて、「G7・2030 年自然協約」が採択され、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させること、各国の陸地及び海洋の 30%以上を保全又は保護すること（「30by30（サーティイー・バイ・サーティイー）」と呼ばれています。）などが決められました。

この「30by30 目標」について、環境省は、今年 7 月に公表した「次期生物多様性国家戦略素案」において「市町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定し、都道府県自然公園や条例に基づく保護地域はもちろん、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全することが期待される。」としています。

環境省では、また、「30by30 目標」達成に向け、J クレジット（カーボンニュートラルに向け、森林所有者等のクレジット創出者と企業等のクレジット購入者との間で資金が循環する仕組み）等を参考にした資金循環の仕組みを検討しています。

生物の遺伝子は、地域により異なっていることが少なくなく、したがって、生物多様性の保全は、全国各地、すなわち各自治体で取り組む必要があります。また、自然は、健康面・教育面等の観点から、多くの人々が住む都市にこそ必要です。

全国の自治体において 30by30 を自治体の目標として掲げ、民間の取組を含む各自治体における域内での 30%以上の自然環境エリア確保に向けた予算・税制面での支援、また、30%に達しない部分について国内他地域での生物多様性保全・再生に向けた取組を資金面等で支援することにより補うことができる仕組みの国による創設を要望いたします。

3. 水害や土砂災害等の脅威の増大に対し、危険な場所は住まわせず「自然」に還す、新たな自然との共存の取組(「免災」)の推進

【国土交通省・農林水産省・環境省】

近年、豪雨などの自然災害により、甚大な人的・建物被害が発生しています。熊本県球磨川流域などに大きな被害を発生させた「令和2年7月豪雨」は、記憶に新しいところです。このような自然の脅威は、地球規模の気候変動（地球温暖化）の影響により、今後さらに激化していくと予想されています。

こうした中、日本の人口は、2015年の約1億2709万人から、2065年には約8808万人、2115年には約5056万人（出生低位推計では3877万人）にまで縮小すると予測されています。人口1万人未満の小規模自治体については、2050年に、平均して人口が2分の1以下に縮小しているとも予測されています。高齢化も進んでおり、2065年にはおおよそ5人に2人が高齢者になります。

国・地方自治体ともに多額の借金を抱えており、また、人口が激減し税収が減っていく中で、各種の人工構造物によるハード面での防災対策をこれまでどおりに進めていくことには、限界があります。

海外に目を転じると、欧米では、例えば川沿いの危険な場所に人を住まわせないようにしたり、危険な場所から安全な場所への移住を促したり、また、自然再生を兼ねて堤防をまち側に移動させ、川により多くの空間を与える取組が行われたりしています。

たとえ川の水が堤防を越えても、また、崖崩れや土石流が起きても、その影響範囲に人が住んでいなければ、「被害」は発生しません。

経済事情に留意しつつ、住むのに危険な場所に人を住まわせず、できるだけ安全な場所に人が住むよう、行政が責任を持って強く促す取組、そして、住むのに危険な場所は「自然」に還していく取組を、私たちの協会では『免災』と呼んでいます。

『免災』という新たな自然との共存の取組、すなわち『気候変動』×『防災』×『自然共生』の取組に多くの予算が投じられることを要望いたします。

4. 相続で不要とされた原野や山林、農地等を、グリーンインフラとして、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりに活かす土地制度の構築

【法務省・財務省・農林水産省・環境省】

昨年4月に「相続土地国庫帰属法」が制定されました。親から山林や農地、原野を相続したものの、負担を感じる人が増えており、そのことが所有者不明土地の発生につながるのことから、その対策として制定されました。買い手・借り手が見つからない原野等の不要な相続土地を、国に申請し、一定の要件を満たしていれば国に引き取ってもらえるという制度です。国は、申請があった場合、事前に、地元自治体に土地の受け入れを打診するとされています。地元自治体が受け取らない場合、国が、そのどこにも需要がない土地を長期にわたり管理していくとしています。

これまで日本の土地政策は、人口増加を背景に土地は有利な資産という考えで構築されてきました。しかし、日本の人口は、今後、急速に縮小していくことが予測されています。人口1万人未満の小規模自治体については、2050年に、平均して人口が2分の1以下に縮小しているとも予測されています。

人口減少社会を迎え、これから必要なのは『土地を自然に還す』という発想です。

『土地を自然に還す』、例えば山地での自然林の再生、低地での湿地の再生は、生物多様性・自然生態系の保全・再生のほか、土砂災害や水害の防止・軽減効果等、様々な効果が期待でき、地域づくり・国づくりに当たっての「グリーンインフラ」と言うことができます。

(公財)日本生態系協会及び当協会と連携して活動している(公社)日本ナショナル・トラスト協会では、優れた自然環境とされる土地でなくとも、日常的な管理が必要とならない山林や原野等(不法投棄等のおそれのある土地を除く)について、これまで数多く寄付の相談を受け、公益のため、取得してきました。こうしたトラスト活動は、公益的機能を発揮できる土地をグリーンインフラとして保全するとともに、所有者不明土地の増大抑制、そしてSDGsの達成に貢献するものです。

地元自治体に対して、グリーンインフラの考えを説明しつつ、土地の受け取りを促したり、購入・管理のための支援を行ったりするとともに、こうした私たち民間セクターの力の活用も視野に、相続で不要とされた山林や原野、農地等をグリーンインフラとして、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりに活かす新たな土地制度の構築を要望いたします。

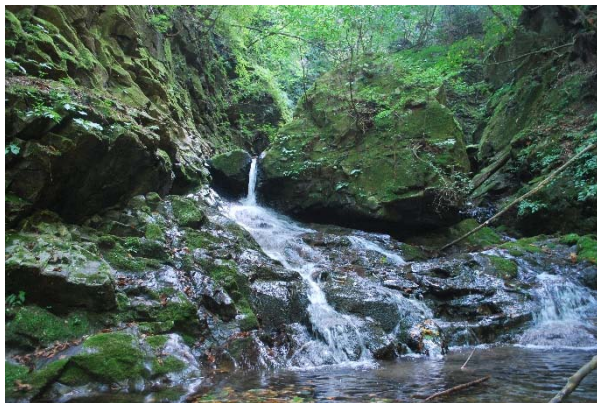


(公社)日本ナショナル・トラスト協会が生物多様性保全のために、全国57か所で保有しているトラスト地。30by30目標達成にも大きく貢献するものです。

出所：(公社)日本ナショナル・トラスト協会資料

（公財）埼玉県生態系保護協会の「水のトラスト」
～埼玉や東京で暮らす人々の水源地、秩父の森を買い取り守る～

（公財）日本生態系協会の会員である（公財）埼玉県生態系保護協会では、「水のトラストしよっ基金」を設置し、私たちの生存基盤である清らかな水、おいしい空気、土壌、そして多くの生きものを育む美しい森を「永遠に」保全するナショナル・トラスト活動を展開しています（埼玉県秩父市・小鹿野町・毛呂山町）。



2002年の基金立ち上げから2022年9月までに**1,673件**の寄附を集めています。

相続や利権などで所有者が次々と変わったり不明となったり、さらには外国資本による山林取得も懸念されるなか、日本ナショナル・トラスト協会とも連携し、「**市民・企業の寄附の力で**」これまでに約**1,692ha**の水源地の森を取得しています。

5. 生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための地球温暖化対策税の見直しを含む税制全体のグリーン化の推進

持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、生物多様性・自然生態系を積極的に守り再生していくことが必要です。

一方で、人間の生産活動により、CO₂が大量に大気圏に排出されたことに伴う気候変動、大気汚染といった問題が起きています。自然生態系は、多様な生物を基本的構成要素としてその他、健全な大気、土、水等の要素がそろってはじめて維持され、全体のバランスを保つことができるものであり、こうした問題は、生物多様性、そして自然生態系の破壊、ひいては私たちの生活や生命をも脅かすことにつながるものです。

生物多様性・自然生態系を維持し、持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、地球温暖化対策や大気汚染対策などを積極的に講じていくことが重要です。

そのための政策ツールとして、あらゆる経済主体に影響を与えることのできる税制は非常に重要なものであり、車体課税を含めた税制の一層のグリーン化、特にカーボンプライシングについて、地球温暖化対策税の見直しも念頭に置きつつ、「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた専門的・技術的な議論を進めていただくよう要望いたします。